

やすらぎの村便り

「介護保険申請から

サービス利用開始までの流れ」

介護保険制度は、目まぐるしく変化する社会情勢にも対応

ください。

で見直しされてきました。私たちの暮らしに密接にかかわってくることですので、「自分も親もまだ元気だから関係ない」というのではなく、その内容について興味を持っていただきたいものです。

相談や申請の受付窓口は、住まいのある市区町村の介護保険課や地域包括支援センターになります。また、キタバ薬局・やすらぎの村相談窓口でも申請代行を行っております。



経験豊富な介護支援専門員（ケアマネ）が常駐しますので、お気軽にご相談

申請が受理されると、介護サービスを受ける本人への聞き取り調査が行われます。市区町村の職員や市区町村から委託を受けた資格を有するケアマネ（弊社にも資格を有するケアマネが多数在籍します）が直接自宅や入院している場合は病院まで出ていき、心身の健康状態などについてヒアリングを実施します。この調査結果をもとにしたコンピューターによる二次判定と、医師によって作成される「主治医意見書」をもとにした二次判定を経て、要介護度（「要支援1〜2」「要介護1〜5」または「自立（非該当）」）が振り当てられます。

後日、郵送されてくる介護保険被保険者証を受け取れば、介

護サービスを受ける準備が整います。

しかし、どのような内容の介護サービスが必要なのか、またその頻度はどれくらいなのかなどについては、初めての方には見当もつかないことでしょう。ケアマネが所属する「居宅介護支援事業所」に依頼をして「介護サービス計画書（ケアプラン）」を作成してもらいましょう。

要介護度によつて利用できないサービスもあれば、介護保険が適用となる上限額も異なってきます。もちろん、サービスの決定については利用者本人と家族を交えて相談することになりますので、不明な点は遠慮なくケアマネに質問して、納得のいくサービスを提供してもらうようにしましょう。

「介護保険申請」「ケアプラン作成」は、キタバ薬局・やすらぎの村相談窓口までお越しください。やすらぎの村

富田林居宅介護支援事業所長

宮崎 信也